



ご存知ですか？弁護士費用特約

法テラス八雲法律事務所 弁護士 鳴本 翼
(函館弁護士会所属)



■ いよいよ夏本番が到来しました。夏休みを利用して、レジャーや帰省など、自動車や遠方に出かける方も多いのではないのでしょうか。でも、家族や友人との楽しい夏の思い出も、交通事故に遭っては台無しです。

■ 交通事故に巻き込まれると、相手からいくら補償してもらえるのか、どちらにだけ過失(落ち度)があるのかなど、疑問がたくさん湧いてきます。また、加害者や保険会社の対応に納得できず、悔しい思いをされる方も少なくありません。

■ そんなとき、できれば専門家に相談してみたいと考える方もおられるかと思いますが。しかし、一般的に弁護士費用は必ずしも安いものではないため、従来、被害者は弁護士に依頼することを躊躇(ちゅうちゆ)される傾向がありました。そのような不安を解消するために、日本弁護士連合会と損害保険会社とで協力して作ったのが、弁護士費用特約付き保険です。

■ 弁護士費用特約付き保険に加入していると、いざ自動車事故などに巻き込まれてしまったとき、弁護士に相談したり、依頼するための費用が保険会社から支払われるので、料金を気にすることなく弁護士を利用することができず。自分では弁護士費用特約を付けたおぼえがない場合でも、特約が付されているケースはかなりの割合でありますので、気になった方は保険会社との契約内容を確認してみたいかがでしょうか。

■ もちろん交通事故に巻き込まれないにこしたことはありませんが、今回紹介させていただいたような保険の知識も頭の片隅に置いていただき、安心して楽しい夏休みをお過ごしください。

■ さて、当事務所では、交通事故のトラブルをめぐる相談をはじめ、皆さまからの各種法律相談を承っております。一定の資力要件を満たす方は、3回まで無料の法律相談をすることもできます。少しでも気になることがありましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所(☎050-3383-8366)」まで相談予約の電話をお寄せください。また、「法テラス江差法律事務所(☎050-3383-3383)」でも、ご相談を承っておりますのであわせてご利用ください。

八雲警察署からお知らせ

海や川 危険もいっぱい ご用心

管内では5月に釣り人が転落して死亡する水難事故が発生しています。水難事故に遭わないために次のことに注意しましょう。

- (1) 波の力で倒されたり、沖に流される危険があります。水辺で遊んでいる子供の近くから離れず、目を離さないようにしましょう。
- (2) 海水浴場などの指定された場所で、自分の技量や体力に応じて泳ぎましょう。遊泳禁止区域では、どのような危険があるか分かりません。
- (3) 体調不良時や飲酒しての遊泳は事故の元です。無理をしたり、お酒を飲んで泳がないようにしましょう。
- (4) 釣りをするときは、救命胴衣を必ず着用し、安全な場所で行いましょう。高波時の防波堤、流れの速い岸边、滑りやすい岩場は避けましょう。
- (5) 水上オートバイは遊泳区域に入らないこと。遊泳者などに注意するなどの安全航行に努め、救命胴衣を必ず着用しましょう。

平成29年度(第2回) 北海道警察官採用試験 北海道警察官募集

【試験日】平成29年9月17日(日)

※1次試験は八雲(八雲警察署内)で受験できます。

【受付期間】

8月1日(火)～28日(月)(電子申請も同じ)

※7月3日(月)から申込書の配布

【受験資格】

・学歴－A区分

学校教育法による大学(短期大学を除く)等を卒業した方(平成30年3月卒業見込者を含む)

－B区分 A区分以外の方

・年齢－昭和60年4月2日

～平成12年4月1日までに生まれた方

(平成30年4月1日現在で18歳以上33歳未満)

【問い合わせ先】八雲警察署

※24時間受け付けています。

【問い合わせ・申し込み先】函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110